

令和7年第7回農業委員会総会議事録

開催 日時	令和7年7月29日	自 13時30分 至 14時33分																																																								
場所	壮 警 町 役 場 大 会 議 室																																																									
出席 状況	<p>出席委員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">委員</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">番</td> <td style="width: 10%;">毛</td> <td style="width: 10%;">利</td> <td style="width: 10%;">文</td> <td style="width: 10%;">康</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>2</td> <td>番</td> <td>堀</td> <td>口</td> <td>英</td> <td>男</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>3</td> <td>番</td> <td>畠</td> <td>山</td> <td>恵</td> <td>美子</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>4</td> <td>番</td> <td>岩</td> <td>倉</td> <td>賢</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>5</td> <td>番</td> <td>木</td> <td>村</td> <td>大</td> <td>作</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>6</td> <td>番</td> <td>佐</td> <td>藤</td> <td>慶</td> <td>太</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>7</td> <td>番</td> <td>松</td> <td>本</td> <td>敏</td> <td>春</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>8</td> <td>番</td> <td>清</td> <td>水</td> <td>俊</td> <td>一</td> </tr> </table> <p>欠席委員</p> <p>・事務局長 齋 藤 誠 士 ・主 事 山 田 和 樹</p>		委員	1	番	毛	利	文	康	委員	2	番	堀	口	英	男	委員	3	番	畠	山	恵	美子	委員	4	番	岩	倉	賢	一	委員	5	番	木	村	大	作	委員	6	番	佐	藤	慶	太	委員	7	番	松	本	敏	春	委員	8	番	清	水	俊	一
委員	1	番	毛	利	文	康																																																				
委員	2	番	堀	口	英	男																																																				
委員	3	番	畠	山	恵	美子																																																				
委員	4	番	岩	倉	賢	一																																																				
委員	5	番	木	村	大	作																																																				
委員	6	番	佐	藤	慶	太																																																				
委員	7	番	松	本	敏	春																																																				
委員	8	番	清	水	俊	一																																																				
議事 日程	<p>議案第1号 農用地利用集積等促進計画案について</p> <p>議案第2号 土地現況証明願いについて</p>																																																									
備考	<p>議長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。</p> <p>3 番 畠 山 恵美子 4 番 岩 倉 賢 一</p>																																																									

議 事 録

会長挨拶の後、令和7年第7回農業委員会総会を宣し、日程第1議事録署名委員2名を指定し、日程第2会期の決定をした後、日程第3事務報告を読み上げた。

議長 清水 俊一

日程第4の内、議案第1号、農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

今回、促進計画案を審議する初めての総会となるため、議案を説明する前に、農用地利用集積等促進計画案の内容を説明させていただきます。

壮瞥町では本年3月31日に地域計画を策定したことから、従前の農用地利用集積計画は4月1日に廃止となり、同日より農地中間管理事業の推進に関する法律、通称「農地バンク法」による公益財団法人北海道農業公社を經由した促進計画による賃貸・売買が開始されております。

従来は農用地利用集積計画では計画策定は市町村又は農業委員会でありましたが、促進計画では計画策定はあくまで農業公社であり、市町村又は農業委員会では計画案を作成することになります。

今後当農業委員会では、農地バンク法に基づき総会で促進計画案の決定と促進計画の策定を農業公社に要請することの決定を行うこととなります。

農地バンク法では、促進計画案の農業公社への提出は市町村が行うこととなっており、促進計画策定の農業公社への要請は農業委員会しか出来ないことになっております。

農業公社では、促進計画案の提出と策定の要請を受けて、正式に促進計画の決定を行えることとなることから、総会では促進計画案の審議だけでなく、策定の要請も行う必要があるという訳でございます。

ここで議案の方をご覧ください。

ご覧の通り、従来は農用地利用集積計画と若干議案の様式が異なっておりますので、まず様式について先にご説明をいたします。

利用権を設定する者（出し手）と利用権の設定を受ける者（受け手）の間に、利用権の設定を転貸する者の欄が入っておりますが、今後は利用権を設定する者が農地を農業公社に貸し、利用権の設定を受ける者が

農業公社から農地を借りるため、農業公社が両者の中間に入るため、利用権の設定を転貸する者の欄は全て農業公社となります。

次に借賃の支払時期と方法ですが、利用権の設定を受ける者が農業公社に支払う時期を議案の表の左側に、利用権の設定をする者が農業公社から支払われる時期を右側にそれぞれ記載をしております。

それでは、議案の説明を申し上げます。

○利用権設定関係

整理番号 1

設定者 ●●町●●-●● 氏名 ●● ●●

経営農用地面積 ●●●m²

設定を転貸する者 札幌市中央区北5条西6条丁目1-23

氏名 (公財)北海道農業公社 理事長 小田原 輝和

設定を受ける者 ●●町●●-●● 氏名 ●● ●●

経営農用地面積 ●●●m²

設定地 壮瞥町字●●●● 地目 ● ●●●m²

字●●●● ● ●●●m²

計 ●●●●m²

種類 賃貸借

内容 ●・●

始期～終期 公告の日から1年間

借賃 ●●●円

利用権の設定を受ける者の

借賃の支払時期と方法 毎年11月30日までに指定口座へ振込

利用権の設定をする者の

借賃の支払時期と方法 毎年12月20日までに指定口座へ振込

整理番号 2

設定者 ●●町●●-●● 氏名 ●● ●●

経営農用地面積 ●●●m²
 設定を転貸する者 札幌市中央区北5条西6条丁目1-23
 氏名 (公財)北海道農業公社 理事長 小田原 輝和
 設定を受ける者 ●●町●●-●● 氏名 ●● ●●
 経営農用地面積 ●●●m²
 設定地 壮瞥町字●●-●● 地目 ● ●●●m²
 字●●-●● ● ●●●m²
 字●●-●● ● ●●●m²
 計 ●●●m²
 種類 賃貸借
 内容 田
 始期～終期 公告の日から3年間
 借賃 ●●●円
 利用権の設定を受ける者の
 借賃の支払時期と方法 毎年11月30日までに指定口座へ振込
 利用権の設定をする者の
 借賃の支払時期と方法 毎年12月20日までに指定口座へ振込

なお、農業公社で促進計画を決定した場合、町が認可公告を行い、利用権の設定をする者と受ける者に決定を通知する事になりますのでご承知ください。

また、議案の後ろに図面を添付しておりますので、併せてご覧ください。

長くなりましたが、説明は以上です。

議長 清水 俊一

それでは、整理番号1号から2号について一括でご意見、ご質問を伺いたいと思います。

この2件について何か質問ありますか。

それでは、暫時休憩いたします。

それでは、暫時休憩を閉じ会議を開きます。

それでは整理番号1号から2号について一括でご意見、ご質問を伺います。

ないようではありますがよろしいですか。

「ありません」という声多数

特に発言がなければ、整理番号1号から整理番号2号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声多数—————

ご異議なしと認め整理番号1号から整理番号2号については原案のとおり決定いたします。

次に日程第4の内、議案第2号、土地現況証明願いについてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

・議案第2号、土地現況証明願いについて説明。

1 所在地番 壮瞥町字●●—●● 公簿地目 ● ●●●m²
合計 ●●●m²

現況 農地採草放牧地以外
区分 民地
利用状況 ●●
願出人 ●● ●●
願出理由 地目変更
現地調査 令和●年●月●日

なお番号1について願出人の希望は「●●」への変更となっているのと、議案の後ろに図面を添付しておりますので、併せてご覧ください。
説明は以上です。

議長 清水 俊一

ただいま事務局長が説明をいたしました土地現況証明願いについて審議するわけですが、土地現況証明は現地調査によって決定するものでございます。

しかしながら番号1については、令和●年●月●日に、地区担当委員3人で現地調査を行っておりますので、地区担当委員よりご意見をいただいて現地調査に代えさせていただきたいのですけれども、そのことについてよろしいでしょうか。

—————「異議なし」という声多数—————

それでは、番号1、●●町●●-●●について、代表して木村委員からご意見をいただきます。

5番木村です。

この案件につきましては●●月●●日に地区担当委員の岩倉委員と畠山委員と私の三人で現地を確認しております。

申請者は、●●から●●に変更したいとの出願です。

現地は、農地内にプレハブの作業小屋が設置されているのと、当該土地の半分以上の面積が舗装された駐車場として利用されており、農地として再び活用をすることは、難しい土地条件であると確認されました。

私たち農業委員としては、●●に転用して、当該土地を有効活用する以外に方法は無いと判断し、申請者が提出しています出願のとおり許可することが相当かと思えます。

議長 清水 俊一

ただいま木村委員から、現況は農地・採草放牧地以外で、利用状況は「●●」との意見がありましたが、他にご意見はございませんか。

—————「ありません」という声多数 —————

特に発言がなければ、番号1は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声多数 —————

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
本日附議された案件はこれで全部終了となります。